

議会せきがはら

第

152

号



関ヶ原小学校6年生児童約60名が、政治の仕組みを学習するため12月5日議会定例会（初日）を傍聴しました。

2～3頁 ◆ 12月定例会

4～8頁 ◆ 一般質問

8頁 ◆ 委員会報告

- 平成25年度一般会計と7つの特別会計の決算を認定
- 平成26年度一般会計補正予算19,790万円を追加
- 一般質問 3名の議員が町政を問う

平成26年第5回定例会は、12月5日から19日までの15日間の会期で開かれ、平成25年度一般会計及び7つの特別会計の決算認定、条例の一部改正、補正予算などの重要案件について審議を行いました。

こんな事が決まりました

条例関係

☆関ヶ原町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

人事院の給与改定に関する勧告に準じて、給料表の改正、通勤手当の引き上げ、期末・勤勉手当の支給割合、管理職特別勤務手当の改正をするものです。

☆関ヶ原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

☆関ヶ原町の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

本年度の国家公務員の人事院の給与改定に関する勧告に伴い、常勤の特別職及び議会議員の期末手当の支給割合の引き上げを行うため、所要の改正をするものです。

☆関ヶ原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

☆企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
管理職特別勤務手当の改正をするものです。

☆関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例

健康保険法施行令で定める出産一時金が改正されたことに伴い本条例を改正するものです。

☆関ヶ原町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例

介護保険法の一部改正により、これまで厚生労働省令で定められていた地域包括支援センターの人員配置基準等を市町村の条例で定めることとされたため制定するものです。

☆関ヶ原町指定介護予防支援並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

第3次地方分権一括法の施行に伴う、介護保険法の一部改正により介護予防支援事業所の指定基準を市町村の条例で定めることとされ

ため制定するものです。

☆関ヶ原町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

来年度開設する放課後デイサービス事業等を、現在の北棟の管理部門で実施することとしているため、管理部門を許可病床である休床病棟に移動することにより、許可病床数を削減する改正をするものです。

☆関ヶ原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

児童扶養手当法の改正による条項のずれを改正するものです。

報告・承認

☆平成26年度一般会計補正予算(第5号)の専決処分承認を求めることについて

サーバー室のエアコンのコンプレッサーが故障した

ための緊急修繕料20万円、子育て世帯臨時特別給付金について、予算時に対象者が一部漏れていたため67万円、合計87万円の追加補正を専決処分により定めたこととの報告を受け承認しました。

☆平成26年度一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認を求めることについて

衆議院の解散に伴い12月14日総選挙の経費649万3千円の追加補正を専決処分により定めたこととの報告を受け承認しました。

補正予算

☆平成26年度関ヶ原町一般会計補正予算(第7号)

歳出の主な内容は、各科目全般を通して今年度の人事異動による増減と人件費の決算見込みにより790万3千円の減額、自主運行バス運行費補助金147万円、

介護保険特別会計繰出金277万7千円、清流の国ぎふ観光回廊づくり推進事業444万円、住宅リフォーム補助金100万円、有害鳥獣捕獲事業270万円、起業支援補助金150万円など総額1,242万7千円を追加するものです。

☆平成26年度関ヶ原町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

平成25年度の国庫支出金の交付額の確定に伴う返還金1,849万円、一般被保険者に係る保険給付費4,275万9千円の増など総額6,291万5千円を追加するものです。

☆平成26年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算(第2号)

保険給付費など2,001万6千円の増額など総額2,035万円を追加するものです。

☆平成26年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)

人件費の決算見込みなどによるもので、222万2千円を減額するものです。

☆平成26年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

処理場維持管理費161万2千円を追加するものです。

☆平成26年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

人件費の決算見込みによるもので306万9千円を減額するものです。

☆平成26年度関ヶ原町水道事業会計補正予算(第2号)

人件費の決算見込みによるもので213万3千円、滅菌用薬品費116万1千円を追加するものです。

☆平成26年度関ヶ原町病院事業会計補正予算(第2号)

人件費の決算見込みによるもので300万円を追加するものです。



平成25年度
一般会計・特別会計
決算認定

歳出総額68億円

一般会計45億円

(前年比3、5%増)

特別会計24億円

(前年比4、7%増)

9月定例会において継続審査として決算審査特別委員会に付託されていた一般会計と7つの特別会計については、各決算審査特別委員会において審査の結果、

認定して差し支えないとの報告が議会に提出され12月定例会において認定されました。

平成25年度一般会計・特別会計決算の概要

区分	収入済額	支出済額	差引額	
一般会計	45億8,119万2千円	44億8,804万3千円	1億9,314万9千円	
特別会計	後期高齢者医療	1億417万0千円	1億69万1千円	347万9千円
	国民健康保険	11億2,487万0千円	10億764万3千円	1億1,722万7千円
	介護保険	6億7,502万8千円	6億7,183万6千円	319万2千円
	介護サービス事業	1億9,810万8千円	1億2,563万2千円	7,247万6千円
	玉農業集落排水事業	1,694万2千円	1,642万5千円	51万7千円
	今須農業集落排水事業	4,216万1千円	4,199万7千円	16万4千円
	公共下水道事業	4億772万0千円	4億419万4千円	352万6千円
	合計	25億6,899万9千円	23億6,841万8千円	2億58万1千円

一般質問 町政を問う

3名の議員が町政について質問しました



小谷 清美 議員

質問 1

関ヶ原病院の経営改善について

問 関ヶ原病院の平成25年度決算において、病院全体の総医業収益は20億1,440万円で、医業利益は2億4,543万円の赤字となっている。

病院経営において、外来部門で採算をとるには困難で、入院部門で利益を出すことが重要といわれているが、関ヶ原病院の課題は入院部門の利益が赤字であることである。城西大学経営学部教授の伊関先生の講演の資料によると、関ヶ原病院はぎりぎりの経営状態で

あり病院経営の負け組になっている。今後さらに多額の利益を上げることは大変であると述べられている。国の進める医療介護の機能再編に対応して病院の方向性を考える時期に来ている。増加する高齢者に対して、外来機能を維持しつつ入院・療養を支える病院としての存続を目指すべきと示されている。また、人口が高齢化する中で、生活習慣病の患者が増大することで、地域住民の生活習慣の指導も含めた総合診療医の養成も必要となると同教授は述べられている。そこで次の点を伺う。

①不採算部門である歯科・介護・脳神経外科・皮膚科など早急に診察をやめるよう検討すべきと考えるが町長の考えを伺う。
②患者の問診を十分にせず、他院へ回すことを耳にするが、患者との信頼性を得る意味でも総合診療医の育成は必要ではな

いか町長の考えを伺う。
③北病棟3階に、児童の放課後デイサービス事業を行う予定と聞くが、耐震上問題があるとの指摘があるが、1階及び2階の各診療科についても耐震補強しなくても大丈夫なのか伺う。

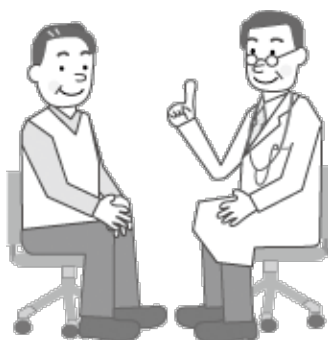
答【町長】

①病院の経営状況が厳しい状況であることは認識をしている。皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科は町内に不足している診療科として継続が必要である。歯科については、今後、病棟での歯科業務、在宅での口腔ケアが求められ、病院歯科の必要性は高いと聞いている。当面は継続しながら改善の効果を見守っていきたい。

介護療養型医療施設は医療依存度の高い患者さんにとっては、安心して利用できる施設として必要なサービスと考える。

②患者さんとの信頼関係において問診の必要性は高い。中小病院の医師には、総合診療医に近い判断が求められる、中堅の総合診療医の育成は必要であると判断している。

③北病棟3階について、今回の福祉事業としての利用は大規模な耐震化工事は求められていないが、病院施設として継続して利用するには、耐震化工事が必要と診断されている。



再質問

①入院患者のための歯科は、病院にとってマイナスになっていないか。個人歯科医院の輪番でお願いできないものなのか伺う。

眼科や小児科においても、関ヶ原病院に関係のあった先生方で週1日の診察にきていただけないのか伺う。

②関ヶ原病院にとって一番心配なのは、現金預金が少ないことであり、数年で急激に現金預金が減ってきている。外来患者、入院患者の減少が大きな要因と思うが、病床利用率は確実に減少し続けている。この原因はどこにあるか把握しているか伺う。

③平均在院日数について、仮に在院日数を2〜3日延ばすと収益にどんな差が出てくるのか、病床利用率を上げることにはならないのか伺う。

答【町長】

①検討の価値があると考えている。

歯科については、診療を続ける中で、たちまち廃止するのではなしに、

どういった改革が大胆にできるか検討中のため猶予をいただきたい。眼科、耳鼻科等の診察についても、大学病院からの派遣医師による診察を行っており、基本的には診療体系は余り変わらないと思っている。

②現金がなく、今非常に苦しい状況に陥っていることは議員ご指摘のとおりである。病床利用率を上げることが直結的な解決策になると思うが、大垣

市民病院等の後方支援病院として入院患者を受け入れることで病床利用の形の効果があるのではないかと考える。

答【参事兼病院事務局長】

③20日を超えると低い入院単価になるので病院経営の一つの手法として、入院単価の高い10対1の看護基準で平均在院日数20日をクリア出来る形で回していきたい。療養病棟、障害者病棟において看護職員不足のため、病床稼働率を上げることは大変難しいと考える。

再々質問

ドクターの患者への説明不足、また、病院の信頼関係をさらに上げる意味で総合内科医のように基本的なことはある程度診ていただきたい。また、不採算の診療科を外すような思い切った手を打つなど今後の関ヶ原病院の方向性をきちっと示していかないと町そのものが崩壊しそうで非常に心配であるが町長の意見を伺う。

答【町長】

たとえ専門外であってもドクターは基礎の段階では一応全部の勉強はしていると思っているので、その範囲でできる限りの説明ができるよう指導していきたい。

また、75歳以上の高齢者が爆発的に増えるのが2025年で、超高齢者は医療が必要な度合いが高く、今医療をなくしてしまうことで地域住民の方の医療に対する安心感がなくなるといふことも問題のひとつであると考えている。その中で、

いかに経営を維持し安定させるかが今の最大の課題であると考えている。町財政的にも起債の償還等膨らみ非常に厳しく、財政的余裕はほとんどない状況である。その中で、病院の減価償却費の範囲内での赤字で済むような対策をとれないか努力を続けさせていただきたい。



川瀬 方彦 議員

質問 1

再生を目指す関ヶ原病院について

問

①初めて病院経営改善に向けての委員会が設立されたが、正式な発表はされたのか。同時に、当委員会の設立目的を伺う。
②病院経営が改善するまでの程度正規の委員会としてこの委員会が活動するのか。その上で、活動を開始してからの委員会での決定事項はどの程度経営に生かされるのか伺う。
③この委員会報告は町民に公開されるのか伺う。

答【町長】

① 関ヶ原町の地域医療を考
える委員会設置要綱を定
めて実施する町長の諮問
機関としている。また、
病院の事業の経営改善、
医師の招へい及び関ヶ原
町の医療のあり方を検討
し、今後の地域医療の方
向性を立案し提言をいた
だくことを目的としてい
る。

② 提言書の報告までとして
いるが、内容等により必
要に応じ任期を延長でき
るものとしている。提言
をもとに病院経営の健全
化に向けて取り組んでい
くこととしている。

再質問

① 今回の地域医療を考える
会が病院経営改善委員会
という名称と理解してよ
いのか。

② 提言書を提出したことで

本会が終了しては意味も
ないが、すべて実行する
ことが病院経営改善につ
ながると思うが、運営を
行う上で、重要なポスト
は事務局長と考える。今
年度末で事務局長が定年
を迎えるが、病院改革の
ノウハウを理解し得るべ
き人材を要するが、来年
度の事務局長のポストを
どのように考えているの
か伺う。

③ リハビリ等の職員を10人
程度本採用の予定と聞い
ているが、年間の人件費
はどれくらいになるのか。

答【町長】

① 名称はともかく、目的は
同じであると理解してい
ただきたい。

② 提言の内容によっては、
必要に応じて延長するこ
とができる。要綱の中に
つけさせていたいただい
て。事務局長の後任人事
についてはまだ考えてい
ないが、今の事務局長に

何らかの形で今後の運営
に携わっていただきたい
と考えている。

③ 看護師、理学療法士、作
業療法士等発達外来等
の指導については需要が
あるということ。波及効
果も期待をしている。

答【病院事務局長】

リハビリテーション科の
充実を図ることで7〜8名
の増員をしたいというのが
病院の考え方で、入院から
在宅へ戻っていただく専用
の病室をつくり、併せて小
児の発達外来の子供さんた
ちに対する提供も行いたい。
不採算にはならないと考
えておりご理解をいただき
たい。

年間人件費は、今雇って
いる職員の人件費ベースで、
年間ひとり400万円前後
で計算をしている。



田中 由紀子 議員

質問 1

空き家対策につ
いて

① 空き家について、全国的
にも空き家対策条例をつ
くる自治体が増え、先の
国会で空き家対策の推進
に関する特別措置法が成
立したところであるが、
関ヶ原町の空き家の件
数、現状はどうなってい
るか。放置状態の空き家
はあるのか、崩壊のおそ
れのある空き家はあるの
か、放置された空き家に
ついて、町はどのような
対応をされているのか伺
う。老朽化した空き家に
ついて、解体、撤去費用

を助成することも対策の
ひとつと考えるが、町長
の考えを伺う。

② 空き家の活用について、
町は空き地・空き家情報
を町ホームページに載せ
ているが、問い合わせや
交渉が成立した事例はあ
るのか伺う。

③ 空き家は資源と考え、人
口対策や地域活性化の一
つとして位置づけた積極
的な施策に結びつけるこ
とが必要ではないか伺う。

答【町長】

① 空き家の現状把握につ
いて空き家バンクによるも
の2件、自治会長からの
通報によるもの2件、崩
壊のおそれがあるもの1
件あると把握している
が、正確な実態把握はし
ていない。放置された空
き家については、納税義
務者に危険建物として通
知している。解体・撤去
の助成について、現在の
ところは計画はしていな

い。

②ホームページにおいての問い合わせは数件あるが、町は紹介をするのみで、個人的な交渉については把握していない。

③空き家情報の積極的収集と提供を図り、降雪時の排雪スペースなどの跡地の公的スペース化、公的施設、移住施設等、地域の活性化やコミュニティの再生に活用できるような検討をしていく。

再質問

自治会が自主的に空き家を利用して移住者を呼び込んだ場合、支援金または、支援策をとることも一つの方法ではないかと考えるがいかがか。

答〔町長〕

受け入れ体制側の助成についての情報はないが、関ヶ原の状況の中で地元を受け入れていただければよいと考えている。

再々質問

ホームページには写真、場所等載せていただきたいかがか。

答〔町長〕

ホームページへの写真等の掲載については、登録される方の確認をとった上で掲載させていただくように要綱上はしている。

今後、斡旋するためには写真等の掲載もさせていただけるような方向でいければいいと考える。

質問2

旧北小学校跡地利用は住民参加で

問

ヤギ事業が中止され、跡地利用について、町民が自由に集える場と観光の拠点としての利用が考えられるが町長の考えを伺う。

答〔町長〕

旧北小学校を活用した

観光事業の「笹尾山交流館」

は多くの観光客に認知され交流の場としても活用されている。今後、地域全体の観光推進体制への移行へ前向きに取り組みたい。

再質問

店、イベント、予算等今後は交流館をどういうふうに考えているのか。

「駅前交流館」との関係、ランドデザインとの関係をどうするのか伺う。

答〔町長〕

来年度から単独事業となり、規模は小さくならざるを得ないと考える。駅前交流館とともに笹尾山のイベント事業と連動する形の中で機能させたい。

ランドデザインとの関係について、施設整備の面について素案が出た段階であり、検討させていただきたい。

旧北小を拠点ということについても検討課題である

と考える。

再々質問

旧北小について、やる気のある方を募集し、議論をし、活動を広げていただきたいが、周知をするにあたっては、町の支援を願うできないか伺う。

答〔町長〕

旧北小を使った活動を周知するためのチラシ程度であれば協力できる部分はあると考える。

質問3

北保育園休園に伴い、保育園の駐車場確保と一時保育の実施、子ども・子育て支援新制度について

問

ア、北保育園休園に伴い、西・東保育園に入園となる。西保育園の駐車場は狭く、東保育園は駐車場が整備されていないが、手当をどうされるのか伺う。

う。

イ、保育園に入園していない乳幼児で、保護者の家庭保育ができない乳幼児を対象に、一時保育事業がほとんどの自治体で実施されているが、当町も実施すべきではないか伺う。

ウ、来年度から子ども・子育て支援新制度で保育園が運営されるが、保育料、保育時間等々サービスの低下とならないか伺う。

答〔町長〕

ア、ほとんどの園児は西保育園へ移られる予定であり、東保育園への駐車場の影響はないと思われる。西保育園について、普段の送迎時間がまちま



ちなので現在の駐車場でも対応できると思われる。

。行事がある場合には、病院や中学校の駐車場をお借りすることで対応したい。状況により西保育園周辺の空き地等を駐車場として確保することも検討しなければならないと考えている。

イ、近隣市町村の公立保育園では、養老、垂井、安八の3町が実施されている。今後、利用できる条件、利用料金、時間帯等確認し検討してまいりたい。人員確保等の問題もあり課題があると考える。ウ、就労時間等により保育標準時間が11時間、保育時間が8時間となり保育時間についてのサービスが向上するものと思われる。保育料については、現在の保育料の水準を基本としつつ、保育時間の延長に伴う経費等の増加を見込みながら検討をし、サービスの低下には

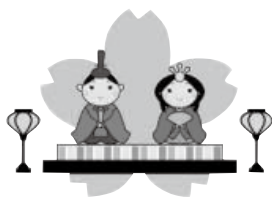
ならないと考えている。

再質問

イ、北保育園の休園で人員確保ができるのではないのか伺う。

答〔住民課長〕

イ、保育所等において利用の園児数が定員に満たない場合には、一時保育ができるというもので、保育士については、育児休業中の保育士や臨時保育士の退職等があり、1月以降の入園児の状況を見ながら余裕があれば実施の方向で検討していきたい。



議会運営委員会

11月25日

12月議会定例会の会期日程を決定し、総務課長より提出議案等の説明を受けた。その他として、3月議会定例会の開催予定日を決定した。

あなたも議会を
傍聴してみませんか。

3月定例会初日は

3月10日(火)

開催の予定です。

「手話言語法」制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情で伝える、独自の語彙や文法体系を持つ言語である。聞こえる人たちの音声言語と同様、情報獲得とコミュニケーションの重要な手段であり大切に守られてきた。一方、ろう学校では、手話を使うことが制限されてきた長い歴史がある。

世界に目を向けると、平成18年に国際連合総会で採択された「障害者の権利に関する条約」においては、「手話は言語」であることが明記され、またフィンランドの憲法をはじめ、憲法や法律において手話を言語である旨を規定している例が見られるところである。我が国においては、平成23年に改正された障害者基本法第3条において、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められている。また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して、情報の利用におけるバリアフリー化等を義務付けている。

これらの理念や制度が、実際の生活に生かされるようにするため、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に理解され、聞こえない子供が手話を身に付け、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには、手話を言語として普及、研究することのできる環境の整備に向け、個別法の整備を行い、具体的な施策を全国で展開していくことが必要である。

よって、国におかれては、「手話言語法」を制定されるよう強く求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月25日
衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
文部科学大臣様
厚生労働大臣様

岐阜県不破郡関ヶ原町議会